

令和5年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

調査研究課題（二次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	入院中のこどもへの家族等の付添いに関する病院実態調査
2	保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究
3	こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究
4	社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の実態等に関する調査研究
5	地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集に関する調査研究
6	児童相談所における記録の保存等における調査研究
7	ひとり親家庭支援における相談対応事例集の作成
8	改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究
9	改正児童福祉法施行に向けた妊産婦等支援の実態把握等に関する調査研究
10	障害児支援における人材育成研修に関する実態把握

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 1	入院中のこどもへの家族等の付添いに関する病院実態調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>入院中のこどもへの家族等の付添いについては、これまで厚生労働省において、入院患者の家族等による付添いに関する医療機関の取組等及び家族等の意識等を把握する目的で実施された「入院患者の家族等による付添いに関する実態調査」（令和3年10～11月）等を踏まえ、患者の家族等が付き添う場合には、付き添う事由や範囲について十分説明を行うよう医療機関に依頼する（令和4年11月9日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）ほか、診療報酬上、こどもの療養生活や成長発達等に着目した評価として、病棟への保育士の配置について加算を設ける等の対応が行われてきた。</p> <p>一方で、令和4年11月から12月にかけてNPO法人キープ・ママ・スマイリングがこどもの入院への付添い経験のある保護者を対象として実施した「入院中のこどもに付き添う家族の生活実態調査2022」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族に対して付添いに関する十分な説明がないこと ・希望した付添い者に十分な休息・食事が確保されていないこと <p>等の実態や課題が改めて示されたところである。</p> <p>こうした背景を踏まえ、本調査研究事業においては、厚生労働省と連携し、入院中のこどもへの家族等の付添いについて、患者の家族や関係団体等の意見も踏まえつつ、小児の入院医療機関を対象として、付添い時の家族等への食事や睡眠等に関する医療機関の取組状況や課題等について調査を実施し、付添い環境の改善に資する資料を作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1. 有識者会議の設置</p> <p>入院中のこどもへの家族等の付添いに関する当事者団体や小児の医療関係者等（8名程度）から構成される有識者会議（3回程度開催）を設置し、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入院中のこどもへの家族等の付添いに関する課題等の整理 ② 2及び3に定めるヒアリング調査及びアンケート調査における調査項目等の検討及び調査結果を踏まえた課題・好事例等の分析 ③ 4に定める報告書等のとりまとめを行う。 <p>※ 会議の開催に当たっては、オンラインによる開催も可能な体制とすること。 ※ 構成委員の選定、具体的な検討内容、開催頻度等についてはこども家庭庁成育局母子保健課と協議すること。</p> <p>2. ヒアリング調査の実施（抽出調査）</p> <p>ヒアリング調査については大きく分けて2回実施する。</p> <p><ヒアリング調査①></p> <p>1回目のヒアリングは、本調査研究事業開始直後に実施する。小児が入院する病院（大学病院、こども病院、一般病院など計15施設程度）を対象にヒアリング調査を行う。医療機関の特性（規模や地域等を含む）、入院するこどもの疾患の</p>

特性等を考慮した上で、対象の医療機関を選定する。選定に当たっては、こどもの入院に付き添う家族等に対する食事や睡眠等に関する取組状況も考慮する。

(1 回目のヒアリング調査において想定される主な項目)

(1) 基本情報

- ・小児の入院病床数
- ・入院患者数
- ・平均入院日数
- ・入院するこどもの疾患等の特性
- ・スタッフの配置 等

(2) 入院に付き添う家族等の現状

- ・何割程度の家族等が付添いを行っているか 等

(3) 入院付添いに関する取組

- ・付添いに関する説明について
- ・食事について
- ・休息について
- ・その他の取組について

(4) 付添いに関する課題

- ・設備面にかかる課題について
- ・スタッフ等にかかる課題について
- ・その他の課題について

<ヒアリング調査②>

ヒアリング調査結果等を踏まえて3に定めるアンケート調査を実施した後、好事例と考えられる取組を行っている医療機関について、追加的にヒアリング調査を実施する。対象とする医療機関数は1回目と同様の規模を想定するが、その対象やヒアリング項目については1回目のヒアリング調査やアンケート調査の結果等に基づき、調整を行う。

2回のヒアリング調査のヒアリング項目等については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議及び母子保健課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。

3. 医療機関へのアンケート調査の実施

(1) 調査票の発出及び回収・集計

2に定めるヒアリング調査①の結果等を踏まえ、小児病棟を有する病院（800－900 施設程度）を対象として、調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議及び母子保健課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。

※ 調査項目については、ヒアリング調査①の調査項目を基礎にしつつ、家族

	<p>等が入院中のこどもに付き添うことを希望・選択した場合において医療機関として望ましい体制等を念頭に置いた項目を盛り込むこと。</p> <p>(2) 調査結果の分析</p> <p>調査結果から、入院中のこどもへの家族等の付添いに関する課題や、医療機関の取組等を把握し、今後必要とされる対応について分析を行う。分析結果については、事業実施者において素案をとりまとめ、有識者会議及び母子保健課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>4. 報告書の作成</p> <p>令和5年11月を目処に、初回のヒアリング調査をまとめた中間報告書を作成すること。中間報告書では、家族等が入院中のこどもに付き添うことを希望・選択した場合において医療機関として望ましい体制等についても整理を行うこと。</p> <p>さらに、ヒアリング調査及びアンケート調査の結果、有識者会議での議論等を踏まえ、横展開可能な好事例集や、家族等が入院中のこどもに付き添うことを希望・選択した場合において医療機関として望ましい体制についての考察や提言を加えた最終報告書を令和6年3月末までに作成すること。</p> <p>報告書の作成にあたっては、既存の国・関係団体等が策定している法令・通知・ガイドライン等も踏まえ、事業実施者において素案を作成し、有識者会議及び母子保健課の意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>本調査研究事業を進めるにあたっては、適宜、母子保健課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予め母子保健課の承認を得ること。なお、厚生労働省との連携については、母子保健課が必要な調整を行う。</p>
<p>求める成果物</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中間報告書(原則 Word とする)及び中間報告書の概要資料(原則 PowerPoint とする)を令和5年11月下旬までに作成し、電子媒体で提出すること。 2. 最終報告書(原則 Word とする)及び最終報告書の概要資料(原則 PowerPoint とする)を令和6年3月末までに作成し、電子媒体で提出すること。 3. ヒアリング調査及びアンケート調査の集計結果に係る電子データ(原則 Excel とする)一式
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局母子保健課 課長補佐 (03-6859-0041)</p>

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題2	保護者による宗教の信仰等に起因する児童虐待に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待については、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（子発 1227 第1号令和4年12月27日付厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「Q&A」という。）により、相談対応に当たっての基本的な考え方等が示されているが、虐待の早期発見・早期対応のためには、Q&Aが学校や保育所等のこどもと日常的に接する機会が多い機関に対して周知が図られた上で、こどもの抱える課題等に応じた支援が提供されている必要がある。</p> <p>また、保護者の信仰等に起因する医療ネグレクトに関する児童相談所及び医療機関の対応に関する課題が指摘されたことも踏まえ、児童相談所等による対応における課題等を整理するため、関係機関に対するヒアリングのほか、実態把握の方法の整理を行うこととしたもの。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>学識経験者、児童相談所関係者等からなる事業検討委員会を設け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談室等に対するアンケートにより、Q&Aの関係機関への周知状況を調査するとともに、全国の学校、保育所、放課後児童クラブに対するアンケート調査（抽出）により、Q&Aの認知状況を調査する。 ・全国の児童相談所に対してアンケート又はインタビューを実施することにより、令和4年度第4四半期における宗教関係事案の相談受理・対応状況、一定期間における保護者の信仰等に起因した医療ネグレクトを理由とした一時保護の件数及び児童相談所長による医療への同意件数、一時保護決定に要する時間、医療ネグレクトを主訴とした親権停止の申立ての件数とケース概要、救急医療に対応するための一時保護に関して児童相談所として工夫している取組、対応が困難であった事例等を調査する。 ・医療機関に対するヒアリングを実施し、保護者による宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクト事案への対応について、事例確認及び課題整理を行う。また、医療ネグレクト事案の実態を適切に把握するための手法の整理を行う。 ・宗教2世、3世の方にアンケート又はヒアリングを実施し、未成年当時の困りごとや当時の関係機関の対応等を聴取する。 <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜子ども家庭庁担当課担当者とは協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課課長補佐（03-6859-0107）

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題3	こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>保護者からの虐待に苦しむ10代～20代のこども・若者のなかには、一時保護や施設入所等を望まない者や性別・年齢により一時保護や施設入所の対象とならない者が一定数存在している。</p> <p>このような状況下に置かれるこども・若者については、昼夜を問わず安心・安全な居場所が確保されておらず、性犯罪に巻き込まれる等の被害が生じており、居場所の確保について喫緊の課題となっている。</p> <p>また、このようなこども・若者の中には保護者からのネグレクトにより就学のための援助が受けられない者や自立して一人暮らしをするための就労支援を希望する者など、様々なニーズが存在しており、こうしたこども・若者に対し、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援のあり方について検討する必要がある。</p> <p>本研究においては、困難を抱えるこども・若者のニーズや実態の把握をするとともに、既にこども・若者支援を実施している民間シェルターにおける取組事例の収集を行い、こども・若者の居場所の確保について分析・検討することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>当事者、民間シェルター団体、一時保護所関係者等からなる事業検討委員会を設け、インターネット調査及び自治体への聞き取り調査において、既にこども・若者支援を実施している全国の民間シェルター団体数を把握し、当該団体に対してアンケート調査（悉皆）及びヒアリング調査（アンケート調査より抽出）を実施する。当該調査においては、利用者の入所から退所までの過程や支援内容、児童相談所等関係機関からの一時保護委託受託状況や連携状況等について把握し、課題整理を行う。また、必要に応じ、現在民間シェルターで居住する当事者に対し、アンケート調査又はヒアリング調査を実施し、ニーズ等の実態把握を行う。当該調査結果を基に、必要な支援策について分析・考察を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及び報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>支援局虐待防止対策課 保護者指導係（03-6859-0107） 保護係（03-6859-0114）</p>

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題4	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の実態等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>こども基本法や子ども・若者育成支援推進法では、こども・若者等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう国に求めている。社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者は声をあげづらいことが想定されるが、こども・若者のニーズに寄り添った施策を検討することが重要である。</p> <p>また、子ども・若者育成支援推進法では、こども・若者の健やかな育成や、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を、他の関係法律による施策と相まって総合的に推進するものとされている。令和3年12月21日閣議決定「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、「子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会を一元的に所管し、有機的な連携を図る」と位置づけられるなど、こども期から若者期にかけての期間（以下、「移行期」という。）における各制度間の接続性を高め、一層の支援等の充実を図ることが期待されている。</p> <p>そのため、こども・若者が直面する様々な困難性について実態を把握するとともに、こども・若者を取り巻く制度の運用状況を把握し、そのうち特に有効と考えられる取組を全国の自治体へ周知を図ること等により、支援その他の取組の推進に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者や自治体職員等からなる検討委員会を設けて、各種調査の実施や分析に対する助言を得る。また、この検討委員会での議論に資するよう、各種調査に関連する資料を作成する。</p> <p>具体的には、移行期にあるこども・若者が直面している困難性を明らかにするため、民間団体や有識者等を対象とするインタビュー調査等を行う。また、自治体を実施している移行期の制度的接続性を高める方策として先駆的な取組事例等を、インタビュー調査で詳細に把握する。</p> <p>以上を踏まえ、全国の自治体へ周知するためのリーフレット（案）を作成するとともに、実施・検討事項をとりまとめた報告書を作成する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 相談支援係（03-6859-0117）

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題5	地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童虐待の防止等に関する法律第4条5項に定められているように、児童虐待によって心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証は国及び地方公共団体の責務としている。検証に必要な情報については、行政機関、医療機関や警察など当該事例に関与する機関から幅広く収集、把握し、より精緻な検証を行うように求めている。一方で、関係機関からの情報提供については、児童福祉法第8条5項の規定などにより情報提供を求めることができることとされているが、収集に難航、制限があるのが現状である。そこで、まずは検証に係る情報収集を行うにあたり障壁となる事項等の現状を把握することで必要な施策等につなげていくことが課題である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>地方公共団体における検証の開催実態、検証に必要な情報を収集する際に障壁となっている現状について調査票を用いて把握する。さらに、情報収集が円滑に行われている地方公共団体と困難がある地方公共団体にインタビュー調査を実施する。インタビューで得られた質的データと調査票によって得られた量的データについて整理・分析し、地方公共団体が検証に必要な情報を収集する際に必要となるポイント等を示す。</p> <p>①児童相談所設置主体に対し、アンケート調査を行う。（悉皆調査/約80か所） ②アンケート調査からインタビュー対象を抽出し、半構造化インタビューを実施する。 ③児童福祉分野における有識者、その他学識者で構成した事業検討委員会を設置し、調査内容の検討及び調査結果の分析を行い、検証に必要な情報の収集に関する実態を通して、地方公共団体が検証を行う際に円滑な情報収集を行う一助となる関係機関との連携や情報の求め方についてポイント集（仮）としてまとめること、並びに、必要な施策等に資することを目的に調査研究を行う。</p> <p>※なお、調査研究を進めるにあたっては、こども家庭庁支援局虐待防止対策課と十分協議の上で進めること。</p>
求める成果物	<p>上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 重大事例検証担当（担当：03-6859-0091）

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題6	児童相談所における記録の保存等における調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所における児童記録票の保存期間は、児童相談所運営指針（児発 133号平成2年厚生省児童家庭局長通知）等に基づき、各自治体の文書管理規則等により具体的な保存期間が設定されている。令和4年2月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書では、「子どもの出自を知る権利に配慮する観点も踏まえ、児童相談所や施設、里親等で自らが受けた対応等について知りたいと思った時に確認することができるよう、児童相談所運営指針における「長期保存とする文書」の範囲を見直すことが必要であり、このため、自治体の状況等について丁寧に把握・議論する必要があるため、調査研究などできるものから着手する必要がある」とされている。</p> <p>本調査研究においては、「長期保存」の考え方も含め、上記報告書において留意すべきとされている点を踏まえた児童相談所運営指針の改正案に関する議論のたたき台となる資料を作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>学識経験者、児童相談所関係者、社会的養護経験者等からなる事業検討委員会を設け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の児童相談所設置自治体に対してアンケートを実施することにより、児童記録票の保存状況や保存期間期間の長期化に関する認識（課題を含む。）を調査する。 ・社会的養護経験者等へのヒアリング又はアンケートを実施することにより、「児童相談所等で自ら受けた対応等として長期保存とする文書」として、当事者がどのような文書または内容とするべきと考えているかの認識を調査する。（ヒアリング又はアンケートによる調査は、少なくとも100名以上に実施されることを想定。） ・米国、英国、豪州等海外における児童記録（公的な機関によるこどもの一時保護、里親委託又は施設入所措置など親子分離が行われたこどもに関する記録）に設定されている保存期間を調査する。 <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課課長補佐（03-6859-0107）

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題7	ひとり親家庭支援における相談対応事例集の作成
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所設置町村が、社会的信望があり、かつ、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子父子自立支援員を委嘱している。</p> <p>職務として、ひとり親家庭及び寡婦に対して、①母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談指導等②職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等③その他自立に必要な相談支援④母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する相談・指導などの業務を実施しているところ。</p> <p>母子父子自立支援員以外にもひとり親家庭から相談を受ける窓口は多岐に渡っている。</p> <p>そのようなひとり親家庭から相談を受ける窓口である現場からの声として、ひとり親に対して支援を実施する際に、1件1件の課題解決が難しいため、養育費などの他制度・法律について学ぶ必要や、他部署・機関との連携を実施する必要があるなど、困難事案に対して苦慮している。</p> <p>そのため、全国的にひとり親家庭に対する問題解決のために行った支援事例を収集し、どのような知識が必要なのか、どのようなプロセスを経て解決していったのかを示すような事例集を作成し、各相談員の質の向上に資するためのものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 検討委員会の設置・事例集の構成検討 学識経験者やひとり親家庭の相談対応者等からなる検討委員会を設置し、事例集の内容について検討を行う。</p> <p>(2) 事例収集のための調査の実施 母子・父子自立支援員を配置している自治体や養育費等相談支援センター等、ひとり親家庭の相談支援を行っている現場に対して、アンケート調査を実施し、必要に応じてヒアリングを行う。</p> <p>(3) 事例集の作成 (2)の調査結果及び(1)の検討委員会での検討内容を踏まえ、事例集を作成する。</p> <p>※(1)～(3)事業の内容につきましては、こども家庭庁家庭福祉課と協議する。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の概要（PowerPoint 媒体）及び詳細データ（Excel 媒体） ・ ひとり親家庭支援における相談対応事例集（電子媒体） <p>※報告書の具体的な内容については、こども家庭庁家庭福祉課と協議する。</p>
担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 生活支援係（03-6859-0183）

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題8	改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、児童自立生活援助事業の要件緩和、社会的養護自立支援拠点事業の創設が令和6年4月に施行される。</p> <p>円滑な法施行及び効果的な施策の実施の為には社会的養護経験者等の自立に向けた支援などの自治体における現在の取組や地域の特性、ニーズの動向などの実態を把握し、適切な支援内容等の検討を進める必要がある。</p> <p>そのため本調査研究においては、以下の事項に関し、必要な調査等を実施し、今後の施策の策定及び普及に必要なデータを収集し、分析し、施策に反映させることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>具体的な調査内容としては以下について、自治体等に対してアンケート調査及びインタビューを実施し、各支援の実施状況やニーズや課題等、必要なデータを収集、分析する。</p> <p>昨年度実施した、「児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援に関する調査研究」においてとりまとめられた「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン（案）」に示されている、社会的養護自立支援拠点事業や、社会的養護自立支援協議会の設置について、また、措置解除者等の実情把握等を中心に引き続き検討を重ねていくために、自治体や児童養護施設等、社会的養護自立支援事業者等に対し、好事例や課題についてアンケート調査やインタビューにより、収集する。</p> <p>それらの内容を踏まえ、有識者等で構成する委員会において議論を深め、上記ガイドライン（案）のブラッシュアップを行う。</p> <p>※上記の調査及び分析を行うにあたり、必要に応じて有識者等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を設けることとする。その際には、こども家庭庁支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。合わせて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 社会的養護専門官（050-1702-1854） 社会的養育支援係（03-6859-0174）

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題名 9	改正児童福祉法施行に向けた妊産婦等支援の実態把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、妊産婦等生活援助事業が令和6年4月に創設される。</p> <p>円滑な法施行及び施策の実施の為には、妊産婦等に向けた生活支援の自治体における現在の取組や地域の特性、ニーズの動向などの実態を把握し、適切な支援内容等の検討を進める必要がある。</p> <p>そのため本調査研究においては、以下の事項に関し、必要な調査等を実施し、今後の施策の策定及び普及に必要なデータを収集し、分析し、施策に反映させることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>具体的な調査内容としては以下について、自治体等に対してアンケート調査及びインタビューを実施し、各支援の実施状況やニーズや課題等、必要なデータを収集、分析する。</p> <p>昨年度実施の「新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究」を踏まえ、産前・産後母子支援事業等を実施している自治体や民間団体等に対し、現在の事業の中で実施できていない内容とそのネックになっている要因、妊産婦等生活援助事業に移行するにあたっての懸念事項を、アンケート調査やインタビューにより収集する。</p> <p>また、現状産前・産後母子支援事業等の実施ができていない自治体や民間団体等に対し、その要因をアンケート調査やインタビューにより、収集する。</p> <p>それらの内容を踏まえ、妊産婦等生活援助事業を円滑に行うための妊産婦等生活援助事業ガイドライン（案）を作成する。</p> <p>※上記の調査及び分析を行うにあたり、必要に応じて有識者等の専門的な知見を有する者からの助言等を受ける機会を設けることとする。その際には、こども家庭庁支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。合わせて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 社会的養護専門官（050-1702-1854） 社会的養育支援係（03-6859-0174）

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題10	障害児支援における人材育成研修に関する実態把握
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>障害児通所支援は平成24年4月の改正児童福祉法の施行により、障害種別を問わず子どもや家族にとって身近な地域で支援を受けられるよう児童発達支援や放課後等デイサービス等が創設された。その後、事業所数や利用者数は飛躍的に増加し、身近な地域で障害児通所支援を受ける環境は整ってきたと考えられる一方で、支援の質の確保が課題とされてきた。「障害児通所支援に関する検討会報告書（令和5年3月）」では、障害児支援にあたる人材育成は急務であり、子どもの権利・発達支援・家族支援・地域支援・虐待予防等の様々な観点の研修について、基礎・中堅・専門といった段階的な研修体系の構築が必要である、と提言された。</p> <p>また、障害児入所支援については、「障害児入所施設の機能強化をめざして一障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書－（令和2年2月）」において、職員の専門性を高めるための支援を強化すべきであることが提言された。</p> <p>併せて、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」においても、障害児通所支援のみならず、障害児入所支援も含めて、障害児支援にあたる支援者に対する体系的な研修システムの必要性について提言されている。</p> <p>そこで、これらの提言を受けて、障害児支援を担う人材の専門性の向上等を含めた研修体系を構築するために、各事業所における人材育成の方法や研修状況、研修内容、基礎・中堅・専門等のキャリア別の観点等の実態把握をおこなうことを通して、研修カリキュラム作成の基礎情報とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 検討委員会を設置し、障害児支援（通所・入所）等への現状の研修内容等の実態調査の項目検討、実態調査の結果に基づくカリキュラム作成のための検討等を行う。 2) 障害児支援（通所・入所）等の事業所の現状の研修内容等の実態調査およびヒアリングを行う。 3) 自治体等への障害児支援に関する研修実施内容の把握等ヒアリングを行う。 <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援の人材育成研修カリキュラム作成に向けた基礎資料の収集・整理 <p>なお、調査・分析に用いた電子データ一式についても併せて提出すること</p>
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 障害児支援専門官